

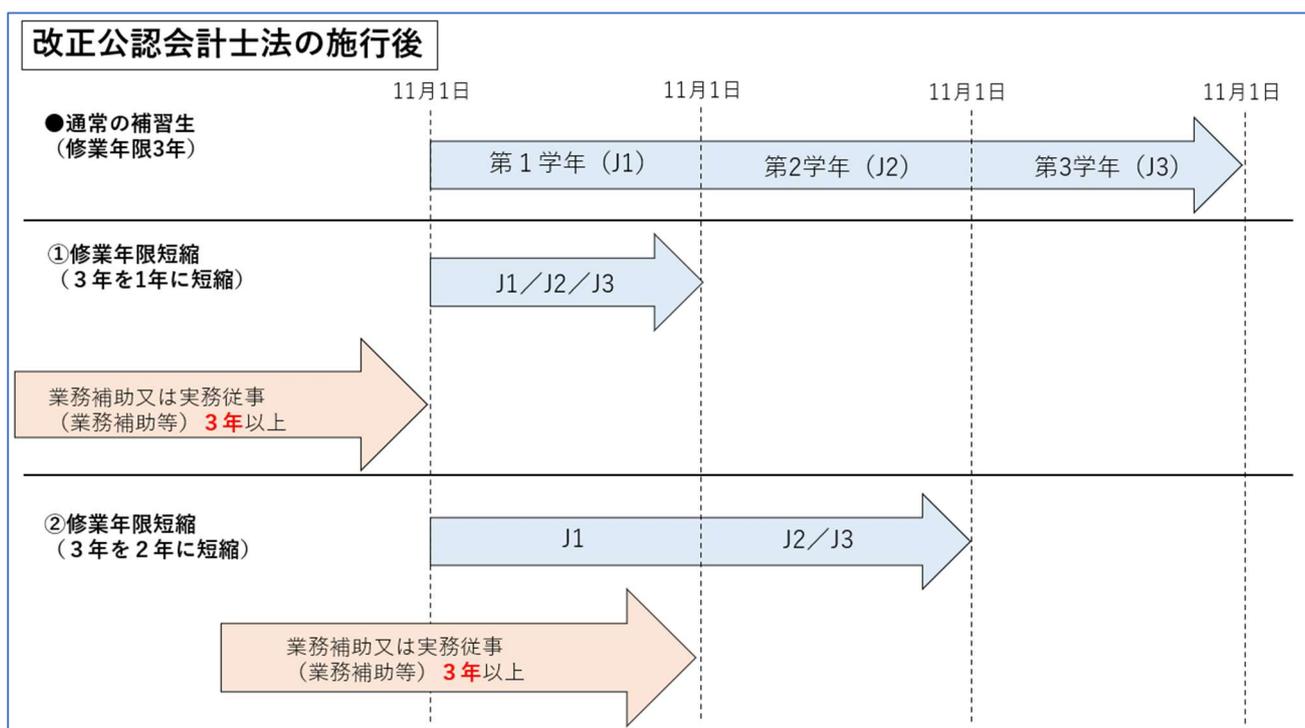
「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行による

経過措置について

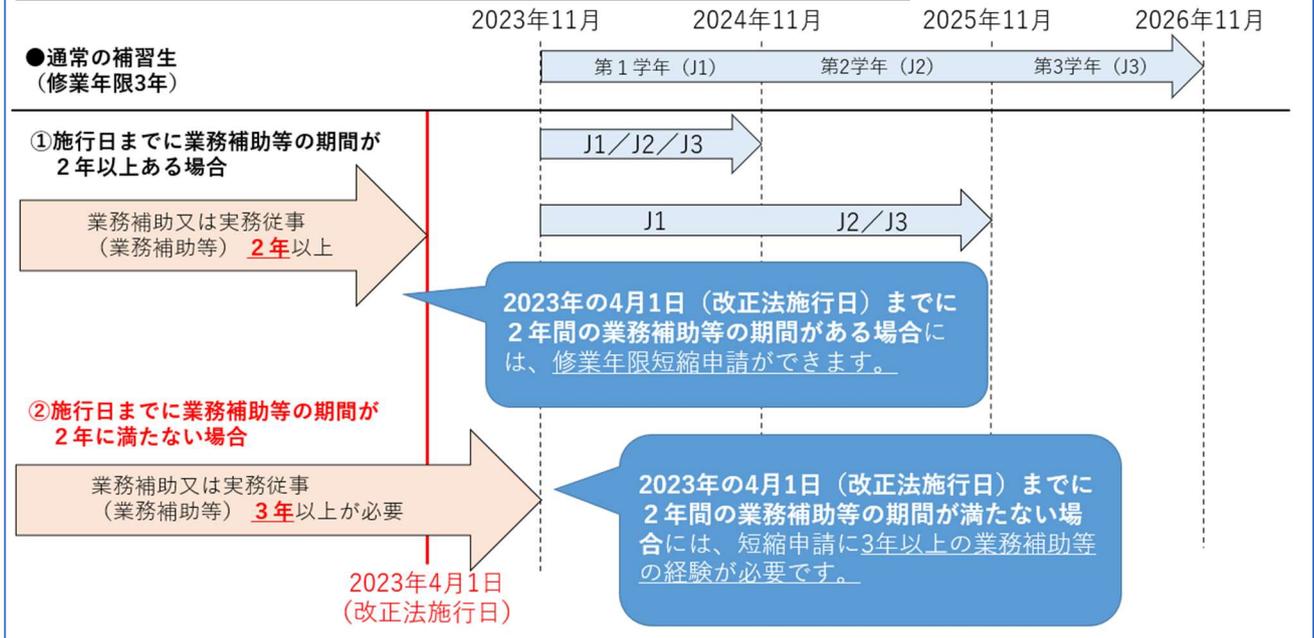
「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」（令和4年法律第41号。令和4年5月18日公布）が2023年4月1日に施行されたため、2023年4月1日以降は、業務補助等の必要な期間が2年間から**3年間**へ変更となります。詳細は金融庁ウェブサイトページをご確認ください（[公認会計士の資格取得に関するQ&A：金融庁 \(fsa.go.jp\)](#)）。

改正法の施行日（2023年4月1日）時点で実務経験（業務補助等）の期間が2年以上ある場合は、引き続き、公認会計士となる資格を有するために必要な実務経験（業務補助等）の期間を2年以上とする経過措置が設けられており、3年以上である必要はありません。

以下の図をご参照のうえ、申請ができるかどうかご確認ください。



経過措置について（2023年期に入所するJ1補習生を想定）



経過措置について（2023年期にJ2になる補習生を想定）

